

測定項目及び測定方法（地下水）

項 目		測定方法	基準値
環 境 基 準 項 目	カドミウム (mg/L)	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	0.003 以下
	全シアン (mg/L)	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	規格K0102の54に定める方法	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格K0102の65.の備考11のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	0.02 以下
	砒 素 (mg/L)	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	0.01 以下
	総 水 銀 (mg/L)	公共用水域告示付表2に掲げる方法	0.0005 以下
	アルキル水銀 (mg/L)	公共用水域告示付表3に掲げる方法	検出されないこと
	P C B (mg/L)	公共用水域告示付表4に掲げる方法	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.002 以下
	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） (mg/L)	平成9年3月13日付環境庁告示第10号付表に掲げる方法	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.002 以下
	チウラム (mg/L)	公共用水域告示付表5に掲げる方法	0.006 以下
	シマジン (mg/L)	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.01 以下
	セ レ ン (mg/L)	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法	10 以下
	ふ っ 素 (mg/L)	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注（2）第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表7に掲げる方法	0.8 以下
	ほ う 素 (mg/L)	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	1 以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	公共用水域告示付表8に掲げる方法	0.05 以下	

項 目		測定方法	指針値
要 監 視 項 目	クロロホルム (mg/L)	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.06 以下
	1,2-ジクロロプロパン (mg/L)	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.06 以下
	p-ジクロロベンゼン (mg/L)	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.2 以下
	イソキサチオン (mg/L)	平成5年4月28日付け環境庁通知環水規第121号付表（以下「五通知付表」という。）1の第1又は第2に掲げる方法	0.008 以下
	ダイアジノン (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.005 以下
	フェニトロチオン(MEP) (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.003 以下
	イソプロチオラン (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.04 以下
	オキシ銅(有機銅) (mg/L)	五通知付表2に掲げる方法	0.04 以下
	クロロタロニル(TPN) (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.05 以下
	プロピザミド (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008 以下
	E P N (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.006 以下
	ジクロロボス(DDVP) (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008 以下
	フェノブカルブ(BPMC) (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.03 以下
	イプロベンホス(IBP) (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008 以下
	クロルニトロフェン(CNP) (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	-
	トルエン (mg/L)	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.6 以下
	キシレン (mg/L)	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.4 以下
	フタル酸ジエチルヘキシル (mg/L)	五通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.06 以下
	ニッケル (mg/L)	規格K0102の59.3に定める方法又は五通知付表4若しくは五通知付表5に掲げる方法	-
	モリブデン (mg/L)	規格K0102の68.2に定める方法又は五通知付表4若しくは五通知付表5に掲げる方法	0.07 以下
	アンチモン (mg/L)	平成16年3月31日付け環境省通知環水企発第040331003号付表（以下「十六通知付表」という。）5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.02 以下
	エピクロロヒドリン (mg/L)	十六通知付表2に掲げる方法	0.0004 以下
	全マンガン (mg/L)	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	0.2 以下
ウ ラ ン (mg/L)	十六通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.002 以下	
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA) (mg/L)	令和2年5月28日付け環境省通知環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号付表1に掲げる方法	0.00005 以下 (暫定)	
そ の 他 の 項 目	気 温 (°C)	規格K0102の7に定める方法	-
	水 温 (°C)	規格K0102の7に定める方法	-
	外 観	規格K0102の8に定める方法	-
	臭 気	規格K0102の10.1に定める方法	-
	水素イオン濃度 (pH)	規格K0102の12.1に定める方法	-
	電気伝導率 (mS/m)	規格K0102の13に定める方法	-
	ナトリウム等	規格K0102、上水試験方法、下水試験方法又は科学的に確立された分析方法	-